

第9章 管理運営・財務

第9章－1 管理運営

1. 現状の説明

(1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

「本学の理念に従って大学の運営が行われるよう、学長の権限が適切に行使され、学長と教学組織及び法人理事会との間の連携が良好に保たれ、それぞれが有効に機能し、本学の意思決定プロセスが円滑に行われるようにする」ことを到達目標とし、管理運営方針としている（資料 9-1-1 p.104）。学校法人神戸薬科大学は、「私立学校法第 36 条第 1 項」に基づく理事会と、「同第 41 条第 1 項」に基づく評議員会を設置し、理事会を最高意思決定機関、理事長を最高責任者としている。また、「学校法人神戸薬科大学寄附行為第 34 条」（資料 9-1-2）に基づき、理事会の下部組織として経営戦略会議（資料 9-1-3）と大学運営会議（資料 9-1-4）を設置している。経営戦略会議は、理事長、学長及び理事長の指名した理事 4 名並びに事務局長、内部監査室長の 8 名で構成し、理事長が議長となり、(1) 中長期的な大学経営戦略に関する事項、(2) 予算、決算に関する事項、(3) 理事会から付託された事項、を審議する。大学運営会議は、学長、「寄附行為第 9 条第 1 項第 2 号及び第 3 号理事」（資料 9-1-2 第 9 条）のうち本学専任職員の理事 4 名及び事務局長の 6 名で構成し、学長が議長となり、(1) 学内の日常的な大学運営に関する事項、(2) 予算、決算に関する事項、(3) 理事会から付託された事項、を審議すると規定されている。経営戦略会議での審議事項は精査のうえ、理事会に提案及び報告される。大学運営会議での審議事項の内、理事会審議が必要な上記 (2)、(3) は理事会に上程され、日常的なものは速やかに実行に移される。

教学組織の最高意思決定機関は、これまでのところ教授会である。教授会は、講師以上で構成されているが、助教と助手で構成する助手会、事務局長、事務局課長及び教学事務部門の課長はオブザーバーとして出席が認められており、これら助手会代表者及び事務部門管理職を通じて教授会の意向や方針がすべての教職員に周知されることになっている。教授会は、「学校教育法第 93 条」を根拠とし、「神戸薬科大学学則第 6 条」（資料 9-1-5）に基づいて設置され、「神戸薬科大学教授会規程」（資料 9-1-6）によって運営されている。

教授会は、(1) 学長、教育職員及び事務職員（課長以上）の採用及び昇任選考に関すること、(2) 学則その他教育研究に関する重要な規則の制定及び改廃に関すること、(3) 教育課程に関すること、(4) 学生の入退学、試験及び卒業に関すること、(5) 学生の補導、厚生及びその身分に関すること、(6) 学生の賞罰に関すること、(7) 教育研究に関する予算計画の方針に関すること、(8) 重要な施設の設置及び廃止の企画に関すること、(9) その他大学に関する重要なこと、を 2014（平成 26）年度までは審議事項としている。2015（平成 27）年 4 月からは、学校教育法の改正に合わせて変更されるが、本学の教授会は、教育職員の採用・昇任だけでなく、大学運営会議が内定した事務部門管理職（事務局長、次長、課長）の採用・昇任についても審議している。したがって教学組織は大学運営に関して、教育理念の実現を目指し、教育・研究とその組織運営に自己責任を持ち、職員が一丸となって理事会の付託に応えるべく努力を続けている。

大学院薬学研究科では、これまでのところ大学院教授会が教学の最高意思決定機関である。

大学院教授会は「神戸薬科大学大学院学則第 8 条」（資料 9-1-7）に基づいて設置され、「神戸薬科大学大学院教授会規程」（資料 9-1-8）によって円滑に運営されている。また、大学院教授会にあっては大学院教授をもって構成されているが、大学院教授会決議録は構成員以外の全大学院教員及び事務局長、行政職課長の全員に配布され、決議事項の周知を行っている。

本学の教学組織と理事会の良好な連携関係を保つために、大学運営会議が重要な働きをしている。すなわち、教学組織からの要望や検討課題をまず、大学運営会議で審議・検討した後、理事長の総轄する経営戦略会議で審議する仕組みになっている。この経営戦略会議及び大学運営会議の両方に、学長、副学長、本学職員理事 1 名及び事務局長の計 4 名が出席し、審議の過程に参画しているため教学と経営の一体的な意思決定体制を構築している。理事会での決定事項については直近の教授会において学長から直接報告が行われる。また、教学組織が自由度の高い自治を確立する一方、理事会も逐次教学側の活動の報告を受け、本学の理念と財政の許す範囲においてそれを全面的にバックアップしていくという関係にある。最近では、教育に関して理事会及び評議員会からの提案もあり、相互牽制機能も働いている。このように、本学における教学組織と理事会の間では、明確な機能分担が行われ、理事会は、本学の理念の実現を目指した教学組織の計画と行動を可能な限りバックアップする一方、教学側も理事会の意向を十分尊重するなど、大きくは連携と緊張のバランスがとれた望ましい関係にあるといえる。理事会と教授会との良好な関係を保つため、意見調整に努めている。2014（平成 26）年 5 月の法人理事会（以下「理事会」という）において、知的財産の創出、承継、権利化、管理と活用を組織的かつ戦略的に推進するために「神戸薬科大学知的財産ポリシー」（資料 9-1-9）を制定したが、この知的財産ポリシーの制定にあたっては、教職員がその重要性と必要性を認識していることが重要であることから、知的財産に詳しい弁理士でもある理事による説明会を 2 回、また、別の講師による説明会 1 回の合計 3 回の説明会を開催の上、2 年の期間を経て成立させた。

また、理事会・評議員会の議決内容について教職員へ周知するにあたっては、『大学案内』（資料 9-1-10 p34）等の大学広報誌、大学ホームページ（資料 9-1-11）による情報発信だけでなく、新年度予算については、教授会での概要報告以外に別途、学長主催の予算説明会を毎年 4 月に開催するほか、大学広報誌に前年度決算とともに詳細な解説を掲載し、教職員に対して大学財政や事業計画の理解を求めている。

（2）明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

「神戸薬科大学職制第 1 条第 1 項第 1 号」（資料 9-1-12）により「学長は、本学を統督する」と規定されており、学長は、教学組織の最高責任者として職員の人事、教学組織の方針決定や施設の設置、廃止などに責任を持ち、教授会において重要案件の提案者となっている。また、「神戸薬科大学職制第 3 条第 2 項」（資料 9-1-12）に学長の命を受け、副学長、教務部長、入試部長、学生就職部長、図書館長、薬用植物園長、事務局長が各々の部門を「掌理する」ことも、規定されている。

また、大学院薬学研究科においては「神戸薬科大学大学院学則第 8 条第 2 項」（資料 9-1-7）により「大学院教授会は、大学院薬学研究科長を置き、学長がこの任にあたる」と規定され

ており、学長が中心となって大学院薬学研究科を掌理している。

学長の選考手続きは、「神戸薬科大学学長選考規程」（資料 9-1-13）に基づき、厳格に実施している。すなわち、本学に在職する常勤職員による単記無記名投票の第一次選挙、本学に在籍する大学院生と学部学生による単記無記名投票の第二次選挙、教授会構成員による単記無記名投票の最終選挙、最終学長候補者を理事長に推薦後、理事会に諮り、理事長が任命するといった手続きを実施している。

学長は、「学校法人神戸薬科大学寄附行為第 9 条第 1 項第 1 号」（資料 9-1-2）により「理事に選任する」ことが規定されており、第 6 条では、「理事長が欠けたときは学長が理事長の職務を代行する」ことが規定されている。このように学長に教学組織と法人理事会における大きな権限が与えられていることは、両者が相互理解のもとで強く連携して大学の管理運営を行っているといえる。

（3）大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。

本学の教育研究組織は薬学部と大学院薬学研究科の 1 学部 1 研究科で構成され、それを支援する事務組織として、管理部門である事務局（総務課、経理課、施設課）、教学部門には学生支援センター（教務課、学生就職課）、入試課が配置されている（資料 9-1-12 第 2 条）。また、その他に情報支援室、薬用植物園、図書館、動物実験施設、薬学臨床教育センター、薬学基礎教育センター、エクステンションセンターも支援組織として配置されており、合計 42 名の専任職員をそれぞれ配属し、非常勤職員 2 名の他に、補助的業務に派遣職員 3 名、アルバイト 3 名を配置している。

全学的な事務組織（管理部門と教学部門）の情報交換の場として、事務連絡会を毎週 1 回、行政職会議（資料 9-1-14）を毎月 1 回及び課長会を 2 か月に 1 回開催し、情報の共有化を図っている。事務連絡会では、各部署の業務を報告することに加え、業務内容の詳細な説明等を通じて他部署の業務を理解する上で重要な会となっている。また、行政職会議では、選出された 3 名の議長団による自由な発想のもとで会議を運営しながらも、情報を共有するという位置づけとなっている。このように複数の会議を通して、大学の業務内容の理解を推し進めていることは、事務組織が十分に機能しているからできると考えている。

（4）事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。

全事務職員に対しては、意欲と資質の向上を図ることを目的に、学外の講習会や研修会に積極的に参加させ、その内容によっては講師を外部から本学に招き、学内研修（SD）を実施している。この SD については、現在、FD との合同開催が主となっているため、今後、単独開催を検討している。事務局総務課の事務職員に対しては、社会保険労務士の資格取得を奨励し、業務の意欲向上とその資質向上に努めている。更には、学生支援センター（学生就職課）の事務職員にはキャリア・ディベロップメント・アドバイザー（CDA）資格の取得を奨励している。その他には、事務局施設課の事務職員には、従来は事務局長のみが受講対象となっていた「排水管理責任者資格認定講習」と「防火・防災管理講習」を受講させることなどにより、大学の事務管理体制を充実させることに務めている。

また、これまでは各種委員会に事務職員が一部の委員会を除き、委員としてではなくオブ

ザーバーとして参加していたが、教務委員会、学生就職委員会、入試委員会、図書館運営委員会、薬用植物園運営委員会については、2014（平成 26）年 8 月に規程を改正し、関連する部署の課長等の事務職員が委員として出席することとした（資料 9-1-15）。

事務職員（管理職と管理部門の事務職員を除く）を対象として、業務と関連のあるワークショップ形式の学外研修会に順次参加させ、他大学の事務職員とも意見交換を行う機会を設けることにより、業務に対する啓発と資質の向上を図っている。

2. 点検・評価

●基準 9-1 の充足状況

自己点検・評価委員会が教授会の下部組織である各種委員会及び事務組織の管理運営の適切性について検証を行っている（資料 9-1-16）。また、監査及び評議員会が学校法人としての管理運営の適切性について検証を行っている（資料 9-1-2）。本学の理念・目的の実現に向けて、理事会、評議員会、教授会、大学院教授会をはじめとする各組織の管理・運営方針は明確に規程に定められており、また、それに則って管理・運営が行われている。大学業務を支援する事務組織も管理部門と教学部門に分かれて設置されて業務の混乱をきたすことなく機能している。また、事務職員の意欲・資質の向上を図る方策も近年、積極的になされるようになっており、同基準はおおむね充足している。

①効果が上がっている事項

- 1) 理事会の下部組織として経営戦略会議（資料 9-1-3）と大学運営会議（資料 9-1-4）が発足した 2010（平成 22）年 9 月までは、理事長、学長、「寄附行為第 9 条第 1 項第 2 号及び第 3 号理事」（資料 9-1-2）のうち本学専任職員の理事 4 名と事務局長の 7 名で構成する学内理事会において、経営戦略会議と大学運営会議両方の内容を審議検討していた。それが、主として年次計画及び財務に関する事項を審議する経営戦略会議と日常的な大学運営に関する事項を審議する大学運営会議に分離、独立することによって審議内容がより明確により深く検討することができるようになり、更に迅速に対応することが可能となった。
- 2) 教授会では、議長の進行のもと、構成員それぞれが自由な立場から意見を述べることができ、出張者を除くとほぼ全員が毎回出席している。また、その下部組織である委員会のうち、重要な委員会の委員長及び委員も教授会においてすべて互選で選ばれている（資料 9-1-17）。教授会には委員会を下部組織とする形式で教授会が運営されているので、各委員会で検討されてから教授会に上程される案件については、提案要旨も整理され おおむね審議の進行が円滑である。また、大学院教授会についても、研究指導教員の資格を持つ教授を構成員とし、選挙によって選ばれた大学院主幹を議長として円滑な進行が行われている（資料 9-1-8）。
- 3) 学校法人神戸薬科大学は、教授会と理事会との審議をもとに 2013（平成 25）年 12 月に「キャンパス整備」と「大学広報の強化」を重点施策として、教育研究環境整備と受験志願者数の増加あるいは現状維持を目指した 4 年間の事業計画を策定し、2014（平成 26）年 4 月から実行に移した（資料 9-1-18）。また理事会と教授会の連携により「第 2 章 教育研究組織」に記載のとおり、教育活動及び研究活動も活発で順調に推移している。

4) 事務組織については、資格取得を奨励し、資格取得を通して業務の専門性を高めるという意識を向上させており、多くの事務職員が、積極的に取り組んでいる。また、学外の講習会に積極的に参加し、講習会で学んできた内容（情報）を所属する部署だけにとどまらず、事務職員全体に向けて学内研修に発展させている。これらの取組みは、事務職員の意欲・資質の向上に効果が上がっているといえる。

② 改善すべき事項

- 1) 教授会の議題は、各委員会ですで十分に検討されて上程される案件が主であるため、おおむね審議の進行が円滑である一方、若手教員の発言が乏しい状況となっているため、若手教員の発言機会を設定するなど多様な意見を交換できる教授会とする必要がある。
- 2) 教授会などでの審議事項が多くなったことと審議のスピード化を図るため、学校教育法の改正に従って学長の権限を強化する必要がある（資料 9-1-15）。

3. 将来に向けた発展方策

① 効果が上がっている事項

- 1) 今後、18歳人口は減少期に入り、減少が加速することが予想されている。そのため、経営戦略会議と大学運営会議を連携させ、本学が発展していくために必要な厳しい財務状況を想定した中長期の将来計画を立てる（資料 9-1-19）。
- 2) 学長主導のもと、教授会、大学院教授会の円滑な審議に努め、教育活動及び研究活動のより一層の活性化を図る（資料 9-1-5、9-1-7）。
- 3) 引き続き理事会と教授会との連携を維持し、重点施策である「キャンパス整備」と「大学広報の強化」を計画通りに実行する（資料 9-1-20）。
- 4) いくつかの委員会については事務職員が委員としてではなく、オブザーバーとして出席している。これらの委員会についても順次規程を改正し、原則として1名の事務職員が委員として出席するように改め、事務職員の意欲と資質の向上につなげる（資料 9-1-15）。

② 改善すべき事項

- 1) 本学の将来を担う若手の教職員が、大学のビジョンを理解し、モチベーションを高めて活動することは、本学の発展のために非常に重要である。そのため、学長と若手教職員との懇談の機会を設ける計画で、教授会での教員の発言機会設定についても検討する予定である。
- 2) 学長の権限強化については、2015（平成 27）年 4 月から施行される学校教育法の改正に従い学内諸規程を改正し、実施する（資料 9-1-15）。

4. 根拠資料

- 9-1-1 『神戸薬科大学自己点検・評価報告書—大学基準協会大学評価申請 2008—』
(既出 資料 1-12)
- 9-1-2 「学校法人神戸薬科大学寄附行為」
- 9-1-3 「学校法人神戸薬科大学経営戦略会議の運営に関する細則」(既出 資料 2-6)
- 9-1-4 「学校法人神戸薬科大学大学運営会議の運営に関する細則」(既出 資料 2-5)

- 9-1-5 「神戸薬科大学学則」(既出 資料 1-2)
- 9-1-6 「神戸薬科大学教授会規程」(既出 資料 3-3)
- 9-1-7 「神戸薬科大学大学院学則」(既出 資料 1-3)
- 9-1-8 「神戸薬科大学大学院教授会規程」(既出 資料 3-9)
- 9-1-9 「神戸薬科大学知的財産ポリシー」
- 9-1-10 『神戸薬科大学大学案内 2014』(既出 資料 1-7)
- 9-1-11 神戸薬科大学ホームページ 情報の公表
(<http://www.kobepharma-u.ac.jp/guide/publication/>)
- 9-1-12 「神戸薬科大学職制」(既出 資料 2-1)
- 9-1-13 「神戸薬科大学学長選考規程」
- 9-1-14 「神戸薬科大学行政職会会則」
- 9-1-15 平成 26 年度私立大学等改革総合支援事業に係る調査 (タイプ 1 に選定)
- 9-1-16 第 6 回及び第 7 回自己点検・評価委員会議事録 (平成 26 年 5 月 15 日、同年 9 月 4 日開催) (既出 資料 7-37)
- 9-1-17 「教務、学生就職、入試各部長、図書館長及び薬用植物園長の選出に関する申し合せ事項」、「各種委員会委員の選出に関する申し合せ事項」
- 9-1-18 神戸薬科大学ホームページ 平成 26 年度事業計画 (既出 資料 7-1)
(https://www.kobepharma-u.ac.jp/guide/publication/pdf/financial/H26jigyou_keikaku.pdf)
- 9-1-19 「大学運営会議議事録」平成 26 年 11 月 17 日開催 (実地調査当日閲覧)
- 9-1-20 「平成 27 年度事業計画」(既出 資料 1-17)

管理運営で提出が求められている資料

- 9-1-21 平成 26 年 6 月 1 日以降就任法人役員一覧表

第9章－2 財務

1. 現状の説明

(1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

1) 中・長期的な財政計画

教育・研究目的を達成する上で必要な財政基盤を確立するために、本学では中長期的な財政見通しに基づき、計画的な予算執行と資金運営を実践している。収支のバランスを重視し、限られた資源の有効かつ効率的な配分と、無駄な資金流出を防ぐべく経費削減に努め、良好な財務体質の維持と更なる改善に取り組んでいる。

収支面では、薬学教育6年制への移行に伴い実務実習費等の経費が増える一方で、最大の収入源である学生生徒等納付金が収容定員の確保により大幅に増えたため、2009(平成21)年度から5年間、帰属収支はいずれも収入超過(約300百万円～900百万円)、翌年度繰越消費収支も、同期間はいずれも収入超過を確保した(資料9-2-1 p.18)。

また、資金面では、2008(平成20)年に薬学教育6年制に対応した新教育棟(11号館)建築、2010(平成22)年に4号館耐震改修、2012(平成24)年に80周年記念館(6号館)建築などの大型事業を行ったが、計画的に第2号基本金引当資金等積立金の積み増しを行っており、いずれも自己資金で対応している。さらに、2014(平成26)年度から4年計画で本学の中心となる建物の建て替えや耐震補強を行うキャンパス整備を実施する予定であるが、同事業についても、今後第2号基本金引当資金等積立金の積み増しを行い、自己資金で対応していく方針である。2013(平成25)年度末で、減価償却引当資金5,375百万円、退職給与引当資金904百万円、教育充実準備積立金549百万円、第2号基本金引当資金1,130百万円など合計9,121百万円の金融資産を留保し(資料9-2-1 P20)、今後の施設・設備等の整備計画に伴う資金需要に備えている。

総資産は、2009(平成21)年度から5年間で2,627百万円増加、これに対し負債は、一部繰上げ返済を実施するなど借入金の返済も進んだことから294百万円減少し(資料9-2-1 p.19)、差引純資産額は2,921百万円増加(+15.4%)し、2013(平成25)年度末で21,843百万円の規模となっている(資料9-2-1 p.20)。

2) 外部資金

外部資金としては、経常費国庫補助金(特別補助等を含む)を含めた補助金収入、科学研究費補助金、受託事業収入、非営利団体からの研究助成金、奨学寄付金があり、教育研究を充実させるため、積極的に外部資金の導入に努めている。外部資金の受入状況については、最近5年間の推移を資料9-2-2に示している。経常費国庫補助金以外の補助金収入については、2009(平成21)年度に文部科学省「大学教育充実のための戦略的大学連携支援プログラム」に神戸大学と合同で応募した「医薬共同による創薬・育薬を担う医療人の育成を通じた私立・国立大学間の連携」が採択され、3年間にわたり176,139千円の補助金を獲得した。また、2012(平成24)年度には文部科学省「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」に本学が応募した「疾患糖鎖生物学に基づく革新的治療薬の開発」の研究プロジェクトが採択された(5年間での補助金申請予定額292,000千円)。科学研究費補助金については、2009(平成21)年度は採択件数16件、採択金額27,200千円であったが、2013(平成25)年度は採

採択件数 31 件、採択金額 79,984 千円に採択件数、採択金額とも大幅に増加している。また、その他の外部資金について、2013（平成 25）年度は、受託事業収入は 5 件 6,550 千円、民間の財団等からの研究助成金は 8 件 16,000 千円、奨学寄付金は 16 件 14,014 千円となっている。

3) 財務関係比率

本学の財務関係比率に関し、最近 5 年間の推移を資料 9-2-3 に示した。各比率の内容については、次のとおりである。

<消費収支関係比率>

ア 人件費比率、人件費依存率

両比率とも過去 5 年間は全国平均を上回っているが、薬学教育 6 年制への移行に伴う学生生徒等納付金の増加により暫減し改善傾向にある。

イ 教育研究経費比率

過去 5 年間は全国平均をやや下回っているが、最近 3 年間は 33%前後で安定的に推移している。

ウ 管理経費比率

過去 5 年間は全国平均を下回っており、おおむね良好な水準である。

エ 消費収支比率

2012（平成 24）年度は、80 周年記念館（6 号館）建設に伴う第一号基本金組込額が大きく 100%を超えたが、2013（平成 25）年度は 91.6%と好転している。

オ 学生生徒等納付金比率

薬学教育 6 年制への移行に伴い、80%前後で安定的に推移している。

カ 補助金比率

積極的に補助金の獲得に努めており、過去 5 年間は全国平均を上回って推移している。

<貸借対照表関係比率>

ア 自己資金構成比率

2013（平成 25）年度で 93.1%と高率を維持し、健全性が保たれている。

イ 消費収支差額構成比率

過去 5 年間はすべてプラスであり、全国平均のマイナス 9.8%をみても良好である。

ウ 流動比率

過去 5 年間は全国平均を下回っているが、手元資金である流動資産について不要なものを極力減らし、安全度の高い長期の金融資産に移し、運用収入の増大化を図るため、その他固定資産として積立を進めているためである。

エ 固定比率・固定長期適合率

過去 5 年間は両比率とも全国平均に比べ高めで推移しているが、前述した流動資産のうち不要なものをその他固定資産として積立を進めているためである。

オ 総負債比率・負債比率

借入金の約定返済進行に伴い、年々低下しており、全国平均を下回っている。

(*) 全国平均は、2014（平成 26）年度の日本私立学校振興・共済事業団「5 カ年連続財務比率表（医歯系法人を除く）」数値

（２）予算編成及び予算執行は適切に行っているか。

1) 予算編成と予算執行

予算編成については、毎年 9 月から予算編成作業に取りかかり、10 月初旬までに各部署から予算要求（経常分・新規分ともに）を受け付けた後、全体の概算額を積み上げ、大学運営会議において新規予算枠を審議する。審議に先立って学内理事、事務局長、経理課及び各部署の責任者が出席し、部署毎に予算要求についてヒアリングを行う。ヒアリングに際しては、必要度、優先度などの観点から、かなり詳細な検討が行われ、予算要求の絞り込みがなされる。その後大学運営会議において各部署からの予算要求について審議が行われ、全体の予算大綱案が取りまとめられ、12 月に理事長が主宰する経営戦略会議を経て、評議員会・理事会にて予算大綱として決定される。この予算大綱に基づいて、各部署からの予算要求に対する審議経過の報告が行われると同時に、予算の追加要求を受け付け、大学運営会議にて再度審議し、最終予算案の取りまとめを行う。この最終予算案は、3 月に経営戦略会議を経て、評議員会・理事会において審議され、予算及び予算書が決定される。その後決定された予算は各部署に通知されるとともに、毎年 4 月に全職員対象に予算説明会が開かれ、透明性と公正性の確保に努めている。また、突発的な高額の支出に関しては、補正予算を適宜編成することになっている。なお、経常予算要求については、増枠要求のものは経理課より各部署に事由を聴取の上、必要に応じ学長、事務局長が各部署の責任者にヒアリングの上、査定を行っている。

予算執行については、「学校法人神戸薬科大学経理規程」（資料 9-2-4）及び「学校法人神戸薬科大学経理規程施行細則」（資料 9-2-5）、並びに支出額の根拠たるその他の規程に基づいて厳正に行われている。予算執行各部署には、経理課より毎月「予算管理台帳」を配布し、予算執行状況の把握ができるようにするとともに、経理課においても予算執行各部署の執行状況を毎月チェックし、適正な管理に努めている。また、1 個又は 1 式の金額が 100 万円を超える物品の発注は、施設課が行い、3 社以上から相見積りを取ることをルール化するなど、効率的な予算執行に努めている。

2) 財務監査

本学の財務状況に関する説明責任については、毎年決算終了後に本学ホームページに予算・決算などの財務情報を公開しているほか、大学広報誌などの印刷物の配布や学内掲示などで実施しており、開示範囲は、本学に直接利害関係のある職員、学生・父母から広く一般社会に拡げて実施しており健全に対処している。

本学の財務監査については、監査法人による月次の監査と年 1 回（5 月）の決算監査を受けるとともに、法人監事（2 名）の監査を受け適正に処理されている。また、法人監事は、年 4 回開催される評議員会・理事会に出席し、本学の財産状況や理事の業務状況に対する監査（意見具申を含む）も行っており、毎年度監査報告書を作成している。また、内部監査は科学研究費補助金を対象に行ってきたが、2012（平成 24）年 4 月 1 日に、理事長のもとに

内部監査室を設置し（資料 9-2-6）、科学研究費補助金から対象を拡げ、公的研究費全般を対象に内部監査を実施している。

2. 点検・評価

●基準 9-2 の充足状況

財務状況については、翌年度消費収支の収入超過が続く安定した収支状況にあり、資金面でも十分な金融資産を留保している。主な財務比率についても全国平均と比べ健全な数値となっており、財政的基盤が確立されている。また、外部資金を受け入れるための体制も整備されている。予算編成や予算執行の手続きについても、適切に行われており、そのチェック機能としての監査体制も整備が図られており、おおむね同基準を充足している。

①効果が上がっている事項

1) 薬学教育 6 年制への移行に伴う各種経費の支出増が見込まれるなか、中長期的な財政見通しに基づき、計画的な予算執行・資金運営を実践してきた結果、最近 5 年間の翌年度繰越消費収支がいずれも収入超過であり、先述の大型事業も自己資金で対応する一方で、金融資産も着実に増加させ、将来の資金需要に備えている。2013（平成 25）年度末の自己資本構成比率は、93.1%と高く（資料 9-2-3）、強固な財政的基盤が確立できている。

外部資金については、科学研究費補助金に関して、全研究者に申請を促し、申請に向けた手続や採択に向けた勉強会の実施や、事務局総務課にて申請支援を行う体制を強化したことにより、採択件数、採択金額が増加傾向にある（資料 9-2-7）。

2) 予算編成、予算執行については、定められた手続き通りに、また、上記の各規則に則って行っており、特段の問題はない。予算配分査定については、従来、新規予算要求分に力点が置かれがちとの反省から、経常予算要求についても、増枠要求のものなど必要に応じ厳正な査定が行われており、無駄を極力排除した効率的な予算配分がなされている。また、チェック機能としての監査法人の監査、法人監事による監査は十分に整備されており、内部監査についても、新たに内部監査室（資料 9-2-6）を設置するなど体制整備を図り、適切な体制整備が行われている。

②改善すべき事項

1) 2014（平成 26）年度から 4 年計画でキャンパス整備を実施する予定で、多額の支出が見込まれることなどから、支出面については、従来以上に必要度や優先度を見極めた予算策定や予算執行を行っていくことが必要である。一方、収入面では、収容定員の充足により、最大の収入源である学生生徒等納付金を今後とも安定的に確保していくことに加え、補助金収入、受託事業収入や奨学寄付金などの外部資金等の学生生徒等納付金以外の収入源の確保を図ることも必要である。

2) 予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みについては、十分確立されておらず、早期に対応が必要である。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

- 1) 外部資金を獲得するための支援体制をより一層強化する。知的財産ポリシー関連規程を整備し、企業等との共同研究を推進しやすい環境を整え、外部資金の一層の導入を図る（資料 9-2-8）。
- 2) 2014（平成 26）年 2 月 15 日付「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」改正に対応すべく、内部監査室の機能を強化するとともに、内部監査室と監事及び監査法人との連携を強化する（資料 9-2-9）。

②改善すべき事項

- 1) キャンパス整備計画については、現在検討中である具体的な耐震補強や建物の建て替え等の施設設備の計画概要が固まり次第、それを踏まえた新たな中長期財政見通しを策定する（資料 9-2-10）。
- 2) 予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みをどのようにして作り上げるかを大学運営会議で議論し、早期に確立する。

4. 根拠資料

- 9-2-1 『平成 25 年度事業報告書』
- 9-2-2 最近 5 年間の外部資金の受入状況（既出 資料 7-25）
- 9-2-3 主要財務比率の推移
- 9-2-4 「学校法人神戸薬科大学経理規程」
- 9-2-5 「学校法人神戸薬科大学経理規程施行細則」
- 9-2-6 「学校法人神戸薬科大学内部監査規程」
- 9-2-7 定例教授会（平成 26 年 4 月 28 日開催）教授会資料 9-1、9-2
- 9-2-8 「平成 27 年度事業計画」（既出 資料 1-17）
- 9-2-9 定例教授会（平成 27 年 2 月 23 日開催）教授会資料 2
- 9-2-10 大学運営会議（平成 26 年 11 月 17 日）会議当日資料

財務で提出が求められている資料

- 9-2-11 監事監査報告書(平成 21～26 年度)
- 9-2-12 公認会計士または監査法人の監査報告書(平成 21～26 年度)
- 9-2-13 5 カ年連続資金収支計算書(大学部門/学校法人部門)
- 9-2-14 5 カ年連続消費収支計算書(大学部門/学校法人部門)
- 9-2-15 5 カ年連続貸借対照表